

傍聴許可申請書

平成 年 月 日開催の大阪府立池田北高等学校 学校協議会の会議について、下記の事項を遵守しますので、傍聴の許可を申請します。

平成 年 月 日

大阪府立池田北高等学校 学校協議会会長 様

申請者

住所

氏名

(電話)

記

(大阪府立池田北高等学校 学校協議会傍聴規則第4条)

傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 2 私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。
- 3 みだりに席を離れないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 携帯電話機、ポケットベルその他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(大阪府立池田北高等学校 学校協議会傍聴規則第5条)

傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。